

# 東京矯正歯科学会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、東京矯正歯科学会（Tokyo Orthodontic Society）（以下「本学会」という）と称する。
- 第2条 本学会は、歯科矯正学の進歩、発展をはかるとともに、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。
- 第3条 本学会は事務局を置き、その所在地は附則によりこれを定める。

## 第2章 会 員

- 第4条 本学会は、正会員、名誉会員並びに賛助会員をもって構成する。
1. 正会員は、本学会の目的に賛同し、所定の手続きを経たうえ理事会の承認を得た者
  2. 名誉会員は、本学会に特に功労のあった者で、理事会の推薦を得た者
  3. 賛助会員は、本学会の目的の達成に助力しようとする個人または団体で、理事会の承認を得た者
- 第5条 本学会に入会を希望する者は、所定の書類に入会金および年会費を添えて本学会事務局に申し込むものとする。
- 第6条 会員で定められた期間内に会費を納入しない者は退会したものとみなすことがある。
- 第7条 会員で本学会の名誉をけがしたなどの理由により、理事会で不相当とされた会員は、除名されることがある。

## 第3章 役 員

- 第8条 本学会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
  2. 副会長 1名
  3. 理 事 20名以内
  4. 会計監事 2名
  5. 常任幹事 1名、幹事 若干名
- 第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。
1. 会長は、本学会を代表し会務を総理する
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する
  3. 理事は、理事会を組織し本学会運営に必要な事項を審議する
  4. 会計監事は、本学会の会計を監査し理事会に報告する
  5. 常任幹事は、本学会の事務を統括し、幹事は学術、編集、会計ならびに庶務等の各会務を執行する
- 第10条 役員は正会員の中から選出し、その選出方法は次のとおりとする。
1. 会長は、理事会において、理事の互選により選出する
  2. 副会長は、会長が理事のうちから選出し、理事会の承認を得る
  3. 理事は次の各号に該当する者とする
    - (1) 関東1都6県の大学のうち歯科矯正学講座を代表する者各1名  
歯科矯正学講座については附則によりこれを定める

(2) 前号により構成される理事会において推薦された者

4. 会計監事は、理事会において選出し会長が委嘱する

5. 常任幹事ならびに幹事は、会長の指名により選出する

第 11 条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中に補充された役員の任期は、残任期間とする。ただし、第 10 条第 3 項第 2 号の理事の重任は4年を限度とする。

第 12 条 次期会長の選出は、現会長の任期満了日の4ヶ月前までに行うこととし、会長以外の次期役員の選出は、現役員の任期満了前に予め行うものとする。

#### 第4章 会 議

第 13 条 理事会は、会長がこれを招集しその議長となる。

第 14 条 理事会は、年度初めおよび学術大会開催時に招集するものとする。

ただし、会長が特に必要と認めたとき、または3分の1以上の理事から議題を付議する要求があったときは、臨時にこれを招集することができる。

第 15 条 理事会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出

2. 事業報告ならびに会計報告

3. 事業計画ならびに会計予算

4. 会則および諸規定の制定・改廃

5. その他本学会の運営に関する重要事項

第 16 条 理事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数をもって決定する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第 17 条 理事会は、特別な事項を調査審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。委員会の構成、運営その他必要な事項は、理事会で別にこれを定める。

第 18 条 議長は、理事会が必要であると認めたときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第5章 事業および機関紙

第 19 条 本学会は次の事業を行う。

1. 年次総会を開催し、会務の報告等を行う

2. 学術大会を開催し、学術研究等について発表・討論を行う

3. その他本学会の目的を達成するための事業

第 20 条 本学会は、機関誌として『東京矯正歯科学会雑誌』を発行し、会員に配布する。機関誌に関する規定は、別にこれを定める。

第 21 条 本学会は、学術に関する事業を審議するために学術委員会を置く。学術委員会については、別にこれを定める。

第 22 条 本学会は機関誌編集のために編集委員会を置く。編集委員会については、別にこれを定める。

#### 第6章 会計および会費

第 23 条 本学会の経費は、入会金、年会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 24 条 本学会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 25 条 会費は前年度末日までに前納するものとする。一旦納入された会費は入会手続きの場合を除いて返却しない。

第 26 条 本学会の入会金および年会費の額は理事会の定めるところによる。

## 第 7 章 解散および清算

第 27 条 本学会は、理事会の決議によって解散することができる。

1. 解散の決議は、理事会構成員の 4 分の 3 以上が出席し、出席者の 4 分の 3 以上の賛成を要する
2. 解散の決議に当たっては、残余財産の帰属先を定めなければならない
3. 精算人は、解散決議時の会長とする

第 28 条 精算人は、次の職務を行う。

1. 現会務の終了
2. 債権の取立及び債務の弁済
3. 残余財産の引渡

## 第 8 章 会則の改正

第 29 条 本会則の改正は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

1. 第 3 条に定める事務局は、東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル（財団法人 口腔保健協会内）東京矯正歯科学会に置く。
2. 第 10 条第 3 項第 1 号に定める歯科大学および大学歯学部歯科矯正学講座は、神奈川歯科大学、昭和大学歯学部、鶴見大学歯学部、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科咬合機能矯正学（旧第一講座）および顎顔面矯正学（旧第二講座）、東京歯科大学、日本歯科大学生命歯学部、日本大学歯学部、日本大学松戸歯学部、明海大学歯学部とする。
3. 本学会正会員の入会金は、4,000 円、年会費 7,000 円とする。また、賛助会員の入会金は 4,000 円、年会費は 20,000 円とする。  
なお、名誉会員は会費を免除される。
4. 第 11 条に定める役員任期は 4 月 1 日より 2 年とする。
5. 平成 18 年 1 月 1 日に就任した役員任期は平成 20 年 3 月 31 日までとする。
6. 本会則は、平成元年 1 月 1 日から施行する。
7. 本会則は、平成 2 年 2 月 27 日から施行する。
8. 本会則は、平成 4 年 2 月 19 日から施行する。
9. 本会則は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。
10. 本会則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
11. 本会則は、平成 17 年 11 月 28 日から施行する。
12. 本会則は、平成 19 年 2 月 26 日から施行する。